



熊本県公報

号外 第 4 9 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 14 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 1
○熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課) 2
○熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例	(観光文化政策課) 2
○熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部会計課) 3

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 住民基本台帳法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用ビラの作成の公費負担額の単価を改正することとした。(第 8 条関係)
- 2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の単価を改正することとした。(第 1 1 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例

- 1 観覧料の額及び料金区分を改定することとした。(第 6 条、別表第 1 関係)
- 2 使用料の額及び料金区分を改定することとした。(別表第 2 関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、4 は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警察官に支給する支給品の品目からスカートを削除することとした。(第 2 条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条、第 6 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 3 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例(平成 1 2 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 4 9 2 号の 2 中「第 3 0 条の 4 4 の 1 2」を「第 3 0 条の 4 4 の 1 3」に改め、同項第 6 5 9 号中「別表第 3 第 1 の項第 3 欄」を「別表第 3 第 1 の 2 の項第 3 欄」

に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月14日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第40号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。
第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386, 500円と5円18銭」を「419, 000円と5円62銭」に改める。
第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586, 905円」を「609, 690円」に改める。

- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 改正後の第8条第1号及び第2号並びに第11条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月14日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第41号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例
熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。
第6条中「平常的に」を削る。
別表第1を次のように改める。
別表第1（第6条、第14条関係）

区分			金額	
伝統工芸館が所蔵し、又は寄託を受けた伝統的工芸品等の展示	個人	一般人	1人1回につき	230円
		大学生	1人1回につき	140円
	団体（20人以上）	一般人	1人1回につき	150円
		大学生	1人1回につき	110円
上記以外の展示	知事がその都度定める額			

- 備考
- 「一般人」とは、満15歳以上の者であって、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
 - 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第14条関係）

区分		金額
展示室1	午前9時から午後5時まで	7,500円
展示室2	午前9時から午後5時まで	7,500円
展示室3	午前9時から午後5時まで	5,670円
展示室4	午前9時から午後5時まで	5,670円
展示室5	午前9時から午後5時まで	6,930円
展示室6	午前9時から午後5時まで	5,990円
地下会議室	午前9時から正午まで	4,050円
	午後1時から午後5時まで	5,400円
	午前9時から午後5時まで	9,450円
和室	午前9時から午後5時まで	4,820円
工房	午前9時から正午まで	3,420円
	午後1時から午後5時まで	4,560円
	午前9時から午後5時まで	7,980円

展示室 1 及び展示室 2 を一体的に使用する場合	午前 9 時から午後 5 時まで	1 7 , 2 5 0 円
---------------------------	------------------	---------------

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第 5 項までの規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の熊本県伝統工芸館条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例の許可の申請に関する規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 3 前項の規定により許可の申請があった場合の改正後の条例第 7 条第 1 項（改正後の条例第 1 2 条第 3 項において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の許可については、施行日前においても、改正後の条例の許可に関する規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日において改正後の条例第 7 条第 1 項の規定により受けた許可とみなす。
- 4 前項の許可に係る改正後の条例第 1 0 条第 1 項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表第 2 の区分の欄に掲げる施設及び使用の時間に応じ、同表の金額の欄に定める額を徴収することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、条例第 1 2 条第 1 項の規定により熊本県伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県伝統工芸館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第 1 4 条第 1 項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第 3 項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第 4 2 号
熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 項中「又はスカート」を削る。
第 3 条第 7 号及び第 9 号中「けん銃」を「拳銃」に改める。
第 6 条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。